

議案第 76 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 11 月 16 日

箱根町議会議員	山田	成宣
〃	川端	祥介
〃	勝俣	剛一

(提案理由)

大涌谷周辺の火山活動により、当町の観光産業を中心とした経済状況は深刻な影響を受け、歳入の著しい減少が見込まれる。

更に、平成 28 年度予算編成にあたり、税収減により大幅な財源不足となることが推計され、次年度以降の行政サービスの低下を防ぐためには、予算の節減だけでは到底補うことはできず、町民へ新たな負担を求めざるを得ない状況である。議会として町民の理解を得るためには、歳出の削減は必須であるが、まずは議員自らが率先して身を削り、少しでも財源を確保する必要があるとの判断により、平成 27 年 12 月の期末手当の削減措置を講ずることとしたため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「及び同年 12 月」を削り、附則に次の 1 項を加える。
（平成 27 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成 27 年 12 月の期末手当の額は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。